



福島医発第24号（地）

平成22年4月5日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

出産育児一時金等の直接支払制度（適用猶予）
の平成22年4月以降の取扱いについて

昨年10月1日より平成23年3月31日までの緊急の少子化対策として実施されております、出産育児一時金支給額の4万円引上げ及び「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」につきまして、平成21年度中の例外措置が設けられたことにつきましては、平成21年10月6日付付け福島医発第1250号（地）にて貴職宛ご連絡しているところであります。

本件については、厚生労働省において、当該制度に対応が困難と考えられる医療機関等を対象に行われた調査結果により、平成22年2月現在、部分的実施もしくは全面的に実施を見合わせている医療機関等の7割が資金繰りの問題を理由としており、そのほとんどが本年4月以降についても実施困難な状況であることから、今般、当該制度の適用を平成22年度に限り、さらに延長された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りました。

なお、適用の猶予を受ける医療機関等においては、別添の日本医師会通知に記載にあげられている措置（3項目）を講ずる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

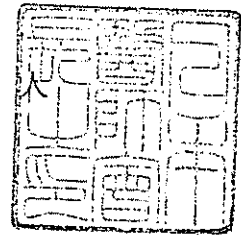
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

日医発第1061号(保211)
平成22年3月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥



出産育児一時金等の直接支払制度(適用猶予)の
平成22年4月以降の取扱いについて

緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して、出産育児一時金等の支給額を4万円引き上げるとともに、被保険者等が医療機関等の分娩施設の窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的に、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が実施されたところですが、直接支払制度は、病院、診療所及び助産所(医療機関等)からの代理申請・受取請求に対し、支払までに1～2か月を要することから、当面の準備(資金面等)が整わないなど、直接支払制度の実施が直ちには困難な医療機関等については、例外的に、平成21年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予してまいりました。

しかし、直接支払制度への対応が困難と考えられる医療機関を対象に行った厚生労働省の調査では、平成22年2月現在、部分的な実施か、全面的に実施を見合わせている医療機関の7割が資金繰りの問題を理由としており、その多くの医療機関が本年4月以降についても実施が困難である状況から、直接支払制度の適用を平成22年度に限り、さらに延長して猶予することとなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、適用の猶予を受ける医療機関等におきましては、次の措置を講ずる必要があります。

- ① 直接支払制度に対応していない旨、窓口に掲示すること。
- ② ①の措置を講じた上で、直接支払制度の利用を希望する妊婦等(被保険者等及びその扶養者)に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得る(実施要綱に規定する「直接支払制度を利用しない旨の合意文書」を交わす)こと。
- ③ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、支払が困難な妊婦等に対しては、以下のいずれかの措置を講ずること。

ア 個別に直接支払制度に対応すること。(医療機関等の判断により、妊婦等が医療保険者から出産育児一時金等を受け取るまで、出産費用の支払いを待つことでもよいと。)

イ 医療保険者による出産費用の貸付制度や、都道府県社会福祉協議会による低所得世



帯向けの貸付制度である生活福祉資金貸付を受けられるよう、これらの制度の説明や申請の支援等の便宜を図ること。

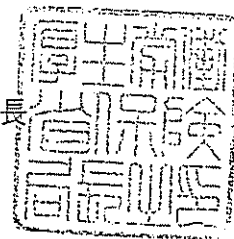
つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・ 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の平成22年4月以降の取扱いについて
(平 22. 3. 12 保発 0312 第 10 号 厚生労働省保険局長)
- ・ 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度に係る4月以降の対応について
(平 22. 3. 12 厚生労働省 Press Release)

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の
平成22年4月以降の取扱いについて

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）の実施に当たっては、平成22年4月以降、以下のとおりの取扱いとするので、貴管下会員等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

第1 趣旨

直接支払制度については、医療機関等からの支給申請から支払までに1～2ヶ月かかることから、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、平成21年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予していたところである。

しかし、本年2月に、厚生労働省において、直接支払制度への対応が困難と考えられる医療機関に対して行った調査によれば、現在、部分的な実施か、全面的に実施を見合わせている医療機関の約7割が資金繰りの問題を理由としており、また、4月以降については、約5割強が部分的な実施であれば対応可能、約4割弱が全面的に対応困難であるといったことが明らかとなったところである。

このため、直接支払制度に対応することが困難な医療機関等については、例外的に、第2に掲げる措置を講じた上で、出産育児一時金等の支給額の引上げ等に係る暫定措置期間である平成22年度に限り、直接支払制度の適用を猶予することとする。

第2 医療機関等における措置

- ① 直接支払制度に対応していない旨、窓口に掲示すること。
- ② ①の措置を講じた上で、直接支払制度の利用を希望する妊婦等に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得ること（実施要綱第2の4（3）に規定する直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わすこと。）。
- ③ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、支払が困難な妊婦等に対しては、以下のいずれかの措置を講ずること。
 - ア 個別に直接支払制度に対応すること。（医療機関等の判断により、妊婦等が医療保険者から出産育児一時金等を受け取るまで、出産費用の支払いを待つことでもよいこと。）
 - イ 医療保険者による出産費用の貸付や、都道府県社会福祉協議会による低所得世帯向けの貸付制度である生活福祉資金貸付を受けられるよう、これらの制度の説明や申請の支援等の便宜を図ること。

第3 出産のための資金の貸付けについて

医療保険者においては、猶予期間中における妊婦等の経済的負担の軽減を図るため、出産費用の貸付制度を現在実施している、又は廃止を予定している場合においては、引き続きその実施に特段の御配慮をいただきたいこと。また、当該貸付制度や、生活福祉資金貸付制度等について、被保険者等への周知に努めるとともに、医療機関等において第2③イの措置が円滑に講じられるよう、医療機関等からの制度に関する問い合わせへの対応や、医療機関等への手続の周知等、特段の御配慮をいただきたいこと。

第4 医療機関等の資金繰りへの支援

医療機関等の資金繰りへの支援として、支払までの期間を短縮するため、正常分娩に係る磁気媒体での請求については、現行月一回の支給申請及び支払を、それぞれ月二回とする方針であること。

実施時期等が決定され次第、実施要綱の改正と併せて、別途通知する。

また、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金については、本年4月より、更なる金利の引下げや、無担保融資限度額（3000万円）を廃止するとともに、担保を提供していただける場合には、若干の金利を上乗せし保証人を免除（個人事業主の場合には、担保が無い場合でも免除可能）する貸付制度の開始を予定しており、詳細な内容が決定次第、周知広報することとしていること。

平成22年3月12日

照会先：厚生労働省保険局総務課 安田、佐野

電話：03-5253-1111（内線 3219）

：03-3595-2550（直通）

FAX：03-3504-1210

報道関係者各位

出産育児一時金の医療機関への直接支払制度に係る4月以降の対応について

直接支払制度は、妊婦さんができるだけお金の心配をしないで出産できるよう、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げることと併せて、あらかじめまとまった現金を用意しなくてもよいようにするため、昨年10月より実施しているものです。

本制度においては、医療機関からの申請から支払までに一定の期間を要することから、当面の準備が整わないなど、どうしても対応が困難な医療機関については、今年度に限り、例外的に、その適用を猶予するとともに、医療機関の資金繰りの問題に対応するため、昨年10月8日には、福祉医療機構における低利融資について、金利の引き下げや、無担保融資上限額の引き上げなど、更なる条件緩和を行ったところです。

しかし、本年2月に、厚生労働省において、直接支払制度への対応が困難と考えられる医療機関に対して行った調査によれば、現在、部分的な実施か、全面的に実施を見合わせている医療機関の約7割が資金繰りの問題を理由としており、また、4月以降については、約5割強が部分的な実施であれば対応可能、約4割弱が全面的に対応困難であるといったことが明らかとなりました。

制度の全面的な実施により、分娩の取扱いが困難となる医療機関が出てくると、かえって妊婦さんに御迷惑をおかけすることとなるため、本年4月以降については、

- ① 妊婦さんの経済的負担への配慮のための措置を講じていただきながら、出産育児一時金の引上げ等に係る暫定措置期間である平成23年3月末まで、実施猶予を延長
- ② 支払の早期化や、低利融資のさらなる条件緩和など、医療機関の資金繰りへの支援を実施
することといたしました。また、
- ③ 出産育児一時金制度について議論する場を設け、直接支払制度の現状・課題や、平成23年度以降の制度の在り方について検討することとします。

（資料）

別添1 出産育児一時金の直接支払制度に係る4月以降の対応について

別添2 直接支払制度の実施状況調査について

出産育児一時金の直接支払制度に係る4月以降の対応について

I. 実施猶予の延長（別紙1参照）

- 1 平成23年3月31日まで一年間延長する。
 - 2 実施猶予医療機関において、出産費用をあらかじめ用意できない等により、支払が困難な妊婦に対しては、以下のいずれかの措置を講ずる。
 - ア 個別に直接支払制度に対応する。（医療機関の判断により、妊婦が出産育児一時金を受け取るまで支払いを待つことでも可）
 - イ 保険者による出産費用の貸付や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉貸付を受けられるよう、制度の説明や申請の支援等の便宜を図る。
- ※ 直接支払制度に対応していない旨の院内掲示と、制度に対応していない旨を説明し、妊婦の合意を得ることについては、これまでと同様。

II. 医療機関の資金繰りへの支援

- 1 支払の早期化を図るため、正常分娩について、磁気媒体での請求については、現行月1回の請求・支払を月2回とする（実施時期調整中）。（別紙2参照）
- 2 国保中央会において磁気請求に必要なソフトを作成し、HP上でダウンロード可能とする。
- 3 福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金の融資について、次の条件緩和を行う予定。
 - ・ 貸付金利について、資金調達方法の見直しにより、現行金利より更に引き下げる。
 - ・ 無担保融資限度額（3000万円）を廃止するとともに、担保を提供していただける場合には、若干の金利を上乗せし保証人を免除する貸付制度を開始する（個人事業主の場合には、担保が無い場合でも免除可能）。

※同旨の通知を以下の者に送付

地方厚生局（支）長、都道府県知事、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、日本医師会長、
日本看護協会会長、日本助産師会長、健康保険組合連合会長、国民健康保険中央会長及び社会保険診療報酬支払基金理事長

（別紙 1）

保発 0312 第 10 号
平成 22 年 3 月 12 日



日本産婦人科医会長 殿

厚生労働省保険局長

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の
平成 22 年 4 月以降の取扱いについて

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成 21 年 5 月 29 日保発第 0529009 号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）の実施に当たっては、平成 22 年 4 月以降、以下のとおりの取扱いとするので、貴管下会員等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

第 1 趣旨

直接支払制度については、医療機関等からの支給申請から支払までに 1～2 ヶ月かかることから、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、平成 21 年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予していたところである。

しかし、本年 2 月に、厚生労働省において、直接支払制度への対応が困難と考えられる医療機関に対して行った調査によれば、現在、部分的な実施か、全面的に実施を見合わせている医療機関の約 7 割が資金繰りの問題を理由としており、また、4 月以降については、約 5 割強が部分的な実施であれば対応可能、約 4 割弱が全面的に対応困難であるといったことが明らかとなったところである。

このため、直接支払制度に対応することが困難な医療機関等については、例外的に、第 2 に掲げる措置を講じた上で、出産育児一時金等の支給額の引上げ等に係る暫定措置期間である平成 22 年度に限り、直接支払制度の適用を猶予することとする。

第 2 医療機関等における措置

- ① 直接支払制度に対応していない旨、窓口に掲示すること。
- ② ①の措置を講じた上で、直接支払制度の利用を希望する妊婦等に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得ること（実施要綱第 2 の 4（3）に規定する直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わすこと。）。
- ③ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、支払が困難な妊婦等に対しては、以下のいずれかの措置を講ずること。
 - ア 個別に直接支払制度に対応すること。（医療機関等の判断により、妊婦等が医療保険者から出産育児一時金等を受け取るまで、出産費用の支払いを待つことでもよいこと。）
 - イ 医療保険者による出産費用の貸付や、都道府県社会福祉協議会による低所得世帯向けの貸付制度である生活福祉資金貸付を受けられるよう、これらの制度の説明や申請の支援等の便宜を図ること。

第3 出産のための資金の貸付けについて

医療保険者においては、猶予期間中における妊婦等の経済的負担の軽減を図るため、出産費用の貸付制度を現在実施している、又は廃止を予定している場合においては、引き続きその実施に特段の御配慮をいただきたいこと。また、当該貸付制度や、生活福祉資金貸付制度等について、被保険者等への周知に努めるとともに、医療機関等において第2③イの措置が円滑に講じられるよう、医療機関等からの制度に関する問い合わせへの対応や、医療機関等への手続の周知等、特段の御配慮をいただきたいこと。

第4 医療機関等の資金繰りへの支援

医療機関等の資金繰りへの支援として、支払までの期間を短縮するため、正常分娩に係る磁気媒体での請求については、現行月一回の支給申請及び支払を、それぞれ月二回とする方針であること。

実施時期等が決定され次第、実施要綱の改正と併せて、別途通知する。

また、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金については、本年4月より、更なる金利の引下げや、無担保融資限度額（3000万円）を廃止するとともに、担保を提供していただける場合には、若干の金利を上乗せし保証人を免除（個人事業主の場合には、担保が無い場合でも免除可能）する貸付制度の開始を予定しており、詳細な内容が決定次第、周知広報することとしていること。

直接支払制度による支払の早期化について

- 月1回申請・1回支払を、それぞれ月2回とし、退院から支払までの期間を、最大56日を46日に10日間短縮、平均所要日数も1か月強(36日程度)に短縮する。
- 追加する申請・支払サイクルは、国保連の前月の異常分娩に係る申請・支払サイクルと合わせ、事務負担の増加を抑える。
- 追加サイクルの対象は、「正常分娩」に係る「磁気請求」での申請とし、支払機関と保険者の事務負担及び経費負担の増加を抑える。

(現行)

退院日	専用請求書提出 (医療機関等→国保連)	保険者への請求 (国保連→保険者)	国保連への支払 (保険者→国保連)	医療機関等への支払 (国保連→医療機関等)	支払までの期間
5月10日～ 5月24日	6月10日	6月20日頃	6月末日頃	7月5日頃	1ヶ月半～2ヶ月程度 (42日～56日)
5月25日～ 6月9日					1ヶ月～1ヶ月半程度 (26日～41日)

平成22年度(月2回請求・支払)

退院日	専用請求書提出 (医療機関等→国保連)	保険者への請求 (国保連→保険者)	国保連への支払 (保険者→国保連)	医療機関等への支払 (国保連→医療機関等)	支払までの期間
5月10日～ 5月24日	5月25日	6月10日～20日頃	6月20日～25日頃	6月21日～末日頃	1ヶ月～1ヶ月半程度 (32日～46日) ※医療機関等への支払を6月25日 とした場合
5月25日～ 6月9日	6月10日	6月20日頃	6月末日頃	7月5日頃	1ヶ月～1ヶ月半程度 (26日～41日)

※5月実施となった場合の例

直接支払制度の実施状況調査について

I 調査概要

(1) 調査対象

平成 21 年 10 月～12 月の出産に係る直接支払制度の実施実績が 0～5 件の医療機関。

(2) 調査期間

平成 22 年 2 月 12 日～2 月 23 日

(3) 調査方法

対象医療機関計 388 施設に対して、調査票を送付。有効回答数 228 (回収率 59%)

II 調査結果

(1) 調査結果のポイント

- ・ 回答医療機関の 41.1%が、既に全面的に実施。((2) 1)
- ・ 現在、部分的に実施、または、全面的に実施を見合わせている医療機関の 71.1%が、その理由として、資金繰りの問題を挙げている。((2) 2)
- ・ 現在、全面的に実施している医療機関の 59.3%が、効果は限定的であっても、22 年度からの支払早期化を希望。((2) 3-1)
- ・ 4 月以降については、現在、部分的に実施、または、全面的に実施を見合わせている医療機関の 53.2%が、部分的な実施であれば対応可能、37.3%が 4 月以降も全面実施は困難。((2) 4)

(2) 調査結果概要

1. 出産育児一時金の直接支払制度の実施状況について

	全体 n=227	病院 n=60	診療所 n=167
全面的に実施している。	41.4 (94)	75.0 (45)	29.3 (49)
資金繰りが許す範囲で実施している。	5.3 (12)	0.0 (0)	7.2 (12)
基本的には実施を見合わせているが、出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで制度の利用を希望する妊婦等については、個別に対応している。	23.8 (54)	11.7 (7)	28.1 (47)
全面的に実施を見合わせている。	29.5 (67)	13.3 (8)	35.3 (59)

※ () 内は実数

2. 実施を見合わせている理由（複数回答）（部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計）

	全体 n=128	病院 n=14	診療所 n=114
資金繰りに支障を来し、診療がたち行かなくなる可能性があるため。	71.1	50.0	73.7
合意文書や、専用請求書、明細書の作成など、事務的負担が大きいため。	65.6	50.0	67.5
明細書作成などに対応するためのシステム改修を行う必要があるため。	28.1	28.6	28.1
その他	24.2	42.9	21.9

※その他の主な内容：直接支払制度そのものに反対。経営困難・事務的負担が大きい。制度変更の説明が直前過ぎて間に合わなかった。等

3-1. 支払早期化について（全面的に実施している医療機関を集計）（複数回答）(%)

	全体 n=86	病院 n=43	診療所 n=43
効果は限定的であるが、22年度からの導入が望ましい。	59.3	60.5	58.1
22年度については効果が限定的であるので、22年度については実施猶予を延長した上で、23年度以降も直接支払制度を実施することとした場合には、23年度から十分に短縮して早期化を実施して欲しい。	24.4	18.6	30.2
その他	17.4	23.3	11.6

3-2. 支払早期化について（部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計）（複数回答）

	全体 n=125	病院 n=14	診療所 n=111
効果は限定的であるが、22年度からの導入が望ましい。	15.2	28.6	13.5
22年度については効果が限定的であるので、22年度については実施猶予を延長した上で、23年度以降も直接支払制度を実施することとした場合には、23年度から十分に短縮して早期化を実施して欲しい。	38.4	42.9	37.8
その他	48.8	35.7	50.5

※その他の主な内容:直接支払制度そのものに反対。退院直後や、1～2週間以内など、さらなる短縮をして欲しい。紙媒体での請求も対象として欲しい。 等

(支払早期化の具体的内容)

- ・正常分娩かつ磁気請求(手書きの専用請求書による請求は不可)の場合は、請求・支払について、現行月1回のところを、月2回とし、現行毎月10日の請求日に追加して、毎月25日に新たに請求日を設定し、これについては、翌月末頃の支払とする。

(早期化の効果)

- ・22年度については、平均所要日数が41日から36日程度に短縮。
- ・23年度からは、電子媒体での診療報酬請求について、2週間程度の支払早期化を検討しており、仮にこれが実現した場合は、出産育児一時金の直接支払制度については、平均所要日数を31日まで短縮。

※ 22年度の場合、例えば4月10日退院であれば、現行5月10日請求、6月5日頃支払(56日程度)となりますが、新たな案では、4月25日請求、5月末日頃の支払(46日程度)となります。

※ 同様に、23年度の場合、4月25日請求、5月15日頃支払(36日程度)となります。

4. 4月以降について、どのような形であれば、制度への対応が可能かについて(部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計)

(%)

	全体 n=126	病院 n=14	診療所 n=112
全面的な実施でも対応可能。	9.5 (12)	28.6 (4)	7.1 (8)
資金繰りの可能な範囲で段階的に対応するという形であれば、対応可能。	11.1 (14)	7.1 (1)	11.6 (13)
出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで制度の利用を希望する妊婦等に限り個別に対応するという形であれば、対応可能。	42.1 (53)	28.6 (4)	43.8 (49)
4月以降も全面的に対応困難。	37.3 (47)	35.7 (5)	37.5 (42)

※ () 内は実数

5. 何らかの形でさらなる実施猶予を行うに当たっては、保険者からは、加入者の方々に制度に対応しているかどうかの情報提供が必要であり、少なくとも、（直接支払を実施していない医療機関ではなく）直接支払を実施している医療機関の名称等のHPへの掲載などが必要との意見について（複数回答）（部分的に実施・全面的に実施を見合わせている医療機関を集計）

(%)

	全体 n=125	病院 n=14	診療所 n=111
実施医療機関をHPに掲載することとしても、実施猶予を延長してもらいたい。	38.4	21.4	40.5
実施医療機関をHPに掲載するのであれば、実施猶予は選択しない。	9.6	14.3	9.0
実施猶予は延長してもらいたいが、実施医療機関のHP掲載は困る。	21.6	14.3	22.5
その他	32.0	50.0	29.7

※その他の主な内容：直接支払制度そのものに反対。差別化につながり、弱小医療機関の経営困難に拍車をかける。 等

6. 其他のご意見等の主な内容

- ・直接支払制度そのものに反対。受取代理制度を復活して欲しい。
- ・支払早期化など資金繰りへの配慮や、事務負担を軽減して欲しい。
- ・妊婦さんに分娩後すぐに支払われるようにすべき。
- ・医療機関の任意とするなど、直接支払制度を強制しないで欲しい。
- ・現場が混乱するので、今後大きな変更はしないで欲しい。
- ・出産の保険適用は反対。 等

アンケート調査票

問 1. 医院・診療所の基本的な情報についてご記入ください。

名 称	
施設属性 1	ア 病院 ・ イ 診療所
施設属性 2	ア 産婦人科単科 ・ イ 産婦人科に他科併設 ウ その他 ()

問 2. 出産育児一時金の直接支払制度の実施状況について、以下のア～エのうち、いずれか一つに○をつけてください。

- ア 全面的に実施している。
- イ 資金繰りが許す範囲で実施している。
- ウ 基本的には実施を見合わせているが、出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで制度の利用を希望する妊婦等については、個別に対応している。
- エ 全面的に実施を見合わせている。

問 3. 実施を見合わせている理由について、以下のア～ウに○をつけてください。(複数回答可。問 2 でイ～エに○をつけた場合のみご回答ください。)

- ア 資金繰りに支障を来し、診療がたち行かなくなる可能性があるため。
- イ 合意文書や、専用請求書、明細書の作成など、事務的負担が大きいため。
- ウ 明細書作成などに対応するためのシステム改修を行う必要があるため。
- エ その他 ()

問 4. 厚生労働省において、現在、出産育児一時金の支払早期化を検討しております。これについて、以下のア～ウのうち、いずれか一つに○をつけてください。

(支払早期化の具体的内容)

- ・ 正常分娩かつ磁気請求(手書きの専用請求書による請求は不可)の場合は、請求・支払について、現行月 1 回のところを、月 2 回とし、現行毎月 10 日の請求日に追加して、毎月 25 日に新たに請求日を設定し、これについては、翌月末頃の支払とする。

(早期化の効果)

- ・ 22 年度については、平均所要日数が 41 日から 36 日程度に短縮。
- ・ 23 年度からは、電子媒体での診療報酬請求について、2 週間程度の支払早期化を検討しており、仮にこれが実現した場合は、出産育児一時金の直接支払制度については、平均所要日数を 31 日まで短縮。

※ 22 年度の場合、例えば 4 月 10 日退院であれば、現行 5 月 10 日請求、6 月 5 日頃支払(56 日程度)となりますが、新たな案では、4 月 25 日請求、5 月末日頃の支払(46 日

程度)となります。

※ 同様に、23年度の場合、4月25日請求、5月15日頃支払(36日程度)となります。

ア 効果は限定的であるが、22年度からの導入が望ましい。

イ 22年度については効果が限定的であるので、22年度については実施猶予を延長した上で、23年度以降も直接支払制度を実施することとした場合には、23年度から十分に短縮して早期化を実施して欲しい。

ウ その他 ()

問5. 4月以降について、どのような形であれば、制度への対応が可能と考えますか。

以下のア～エのうち、いずれか一つに○をつけてください。

ア 全面的な実施でも対応可能。

イ 資金繰りの可能な範囲で段階的に対応するという形であれば、対応可能。

ウ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで制度の利用を希望する妊婦等に限り個別に対応するという形であれば、対応可能。

エ 4月以降も全面的に対応困難。

問6. 何らかの形でさらなる実施猶予を行うに当たっては、保険者からは、加入者の方々に制度に対応しているかどうかの情報提供が必要であり、少なくとも、(直接支払を実施していない医療機関ではなく)直接支払を実施している医療機関の名称等のHPへの掲載などが必要との意見があります。これについて以下のア～エのうち、いずれか一つに○をつけてください。(ウの場合には、理由の記載も併せてお願いします。)

※ HPへの掲載を既に方針として決定しているものではありません。掲載を行うに当たっては、改めて、関係者との調整が必要と考えています。

ア 実施医療機関をHPに掲載することとしても、実施猶予を延長してもらいたい。

イ 実施医療機関をHPに掲載するのであれば、実施猶予は選択しない。

ウ 実施猶予は延長してもらいたい、実施医療機関のHP掲載は困る。

(理由:)

エ その他 ()

問7. その他、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

[]